

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 2 7 年度
計画主体	黒滝村

黒滝村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 林業建設課
所 在 地 奈良県吉野郡黒滝村大字寺戸 77 番地
電 話 番 号 0 7 4 7 - 6 2 - 2 0 3 1
F A X 番 号 0 7 4 7 - 6 2 - 2 5 6 9
メールアドレス kuro_k@vill.kurotaki.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ、イノシシ、アオサギ、カウ、アライグマ
計画期間	平成27年度～平成29年度
対象地域	奈良県黒滝村

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成26年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積	被害金額
ニホンジカ	野菜類	840a	約170万円
	杉	500a	約1500万円
	桧	850a	約2850万円
イノシシ	野菜類	300a	約27万円
アオサギ・カウ	アマゴ	500匹	約18万円
アライグマ	野菜類	10a	約20万円

(2) 被害の傾向

・ニホンジカやイノシシによる被害は村内全域にかけて発生しており、水稲を始めとする農作物への食害が発生している。イノシシによる里道等の掘り起しによる崩壊も発生しており生活面の被害も多発している。また、ニホンジカによるスギやヒノキ等の林業被害は、植栽後の苗木の食害に加えて、成木の皮剥ぎ被害も発生している。

・カウ・アオサギによる養魚場の川魚への被害については、防護ネットの設置により減少傾向にある。

・アライグマは、1年ほど前から里へ出現するようになり、農作物への食害が発生し始めた。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成26年度）	目標値（平成29年度）
被害金額		
ニホンジカ	約4520万円	約2000万円
イノシシ	約27万円	0円
アオサギ・カワウ	約18万円	0円
アライグマ	約20万円	0円
被害面積		
ニホンジカ	2190 a	1000 a
イノシシ	300 a	0 a
アライグマ	10 a	0 a
アマゴ被害量		
アオサギ・カワウ	500匹	0匹

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良県猟友会黒滝支部へ捕獲の依頼 ・捕獲檻によるイノシシ、ニホンジカの捕獲 ・ドロップネットによるニホンジカの捕獲 ・役場職員への免許取得に係る経費補助及び猟友会への参加勧奨 	<ul style="list-style-type: none"> ・猟友会員の高齢化、担い手不足 ・協議会と地域の連携体制の構築
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・村単独事業を活用した防除柵の設置 ・養魚場に防護ネットを設置（アオサギ、カワウ対策） 	<ul style="list-style-type: none"> ・養魚場における防護ネットの老朽化に対する補修

(5) 今後の取組方針

(個体数調整)

・イノシシ、ニホンジカについては、銃器及び捕獲檻による駆除を積極的に実施するとともに、被害届等に基づき効果的と考えられる場所に捕獲檻を設置し、被害軽減を図る。

(被害防除)

・イノシシ、ニホンジカについては、効果的な侵入防止柵の設置を行い防護を強化する。

・アオサギ、カワウについては、アマゴの養殖場にある既存の侵入防止施設の修繕を行い、被害の減少に努める。

・アライグマについては、捕獲檻による駆除を行う。

(生息環境管理)

・過疎化により、柿等の放任果樹が散見されるので、計画的な伐採を継続する。

(狩猟者の高齢化対策)

・新規の狩猟免許取得促進や、狩猟技術研修を継続実施する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

・村が地元自治会からの捕獲要望を取りまとめ、(一社)奈良県猟友会黒滝村支部と協議して捕獲場所、頭数を決定する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
27 ～ 29	ニホンジカ イノシシ	・狩猟者の増加・育成を図るため猟友会との連携の下、集落や農家に対して免許取得の容易な「わな」免許取得を推進する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

・イノシシ、ニホンジカについては、奈良県策定の特定鳥獣保護管理計画に基づき、黒滝村有害鳥獣対策協議会により承認された捕獲計画及び地元からの要請による特別捕獲計画により捕獲計画数を決定

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	27年度	28年度	29年度
ニホンジカ	300頭	300頭	300頭
イノシシ	40頭	40頭	40頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
・農林水産物への被害発生に対して、被害場所を中心に銃器による駆除を実施する。また、年間を通して被害が日常的に発生する場所に捕獲檻を設置して捕獲する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	27年度	28年度	29年度
ニホンジカ イノシシ	約500m	約500m	約500m

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
27 ～ 29	ニホンジカ イノシシ	・放任果樹の伐採、緩衝帯の整備等、鳥獣が近寄りにくい集落環境を作り出す。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
黒滝村林業課	・ 関係機関への情報収集、連絡調整 ・ 緊急の現場対応
(一社) 奈良県猟友会黒滝支部	・ 有害鳥獣捕獲活動の実施
吉野警察署	・ 地域住民の安全確保に関すること
黒滝村教育機関	・ 園児、児童及び生徒の安全の確保に関すること

(2) 緊急時の連絡体制

黒滝村林業課	→ (必要に応じて広報)	黒滝村防災無線
↓ (出動依頼)	↓ (連絡)	↓ (危険を伴う場合)
奈良県猟友会 黒滝支部	黒滝村 教育機関	吉野警察署

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	黒滝村鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
黒滝村役場	・ 被害防止計画の策定及び被害情報の収集
(一社) 奈良県猟友会黒滝支部	・ 有害鳥獣捕獲の担い手
黒滝村区長会	・ 被害情報の収集
黒滝村農業委員会	・ 被害情報の収集
黒滝村森林組合	・ 被害情報の収集、事業の推進
奈良県南部農林振興事務所	・ 情報の提供及び普及指導、助言

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
黒滝川漁業協同組合	・ 被害情報の収集

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

- ・ 鳥獣被害対策実施隊を設置し、被害防止計画に基づく被害防止施策の実施について関係機関等との連携を図り積極的に取り組む予定である。
- ・ 黒滝村長は、鳥獣被害対策実施隊の主として対象鳥獣の捕獲に従事する者として、猟友会黒滝支部員または、黒滝支部から推薦のあった者を、黒滝村鳥獣被害対策実施隊設置要綱に基づいて任命する予定である。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・ ニホンジカ、イノシシについては、捕獲者が埋設処理する。

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ・ 関係機関等との連絡を密にして被害状況を的確に把握すると共に、防除と捕獲の両方向から対策を講じていく。